

北海道における民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築（とりまとめ）

平成25年2月

北海道における民間の施設・ノウハウを活用した
災害に強い物流システムの構築に関する協議会

はじめに

一昨年（H23年）の東日本大震災の被災地域では、国内外から送られた支援物資が物資集積拠点に滞留し、被災者に対する円滑な物資の供給ができないなどの問題が生じた。東日本大震災復興対策本部は、平成23年7月29日に「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定した。これには「類似災害に備えての倉庫、トラック、外航・内航海運等の事業者など民間のノウハウや施設の活用などソフト面を重視した災害ロジスティクスの構築」が謳われている。これを受けて国土交通省は、有識者からなるアドバイザリー会議を開催し、平成23年12月2日に「支援物資物流システムの基本的な考え方」をとりまとめている。

本協議会は、北海道運輸局が物流事業者を所管する立場から、東日本大震災において明らかとなった災害時における支援物資物流の問題点及び上記「支援物資物流システムの基本的な考え方」を踏まえ、民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティクスを構築するために設置したものである。

北海道において大規模災害が発生した場合を想定し、国内の各地はもちろん外国から届く支援物資の受け入れ拠点となる1次物資集積拠点等に集まった支援物資の輸送・保管・仕分け等に係る国、道・道内市町村及び物流事業者の連携方策、民間物資集積拠点の活用及びオペレーションにおける民間ノウハウの活用等について検討を行い、方向性をとりまとめたものである。

物流事業者等関係者においては、本「とりまとめ」を活用し災害時における民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築について検討を一層深めるとともに、関係者間における連携・協力体制を強化していくことが望まれる。

< 目 次 >

1. 支援物資物流における物流事業者のノウハウの活用や関係者間の連携等	1
（1）道・道内市町村のオペレーションへの物流事業者の参画等	1
（2）関係者間の連携と役割分担	2
（3）関係者による円滑な情報伝達	3
（4）物資の輸送・保管等に関する災害時協力協定の締結及び見直し等	5
2. 民間物資集積拠点のリストアップや物資集積拠点の運営のあり方等	6
（1）民間物資集積拠点のリストアップ	6
（2）物資集積拠点の円滑な運営	7
3. 時間経過に対応した官民の役割及びオペレーション	8
（1）ステージ0 事前準備	9
（2）ステージ1 発災から3日程度の期間	11
（3）ステージ2 発災から1ヶ月程度の期間	13
（4）ステージ3 発災から1ヶ月程度以降	15
開催状況	16
委員名簿	17
別 添 北海道内災害時民間物資集積拠点一覧表	18

1. 支援物資物流における物流事業者のノウハウの活用や関係者間の連携等

災害時における支援物資の円滑な供給を実現するためには、東日本大震災時の状況、そして、それにより浮かび上がった現行防災計画（物資輸送計画）の課題を踏まえると、自治体だけでは限界がある。物流事業者が初期の段階から支援物資物流について大きな役割を果たせる体制の構築等が重要である。

(1) 道・道内市町村のオペレーションへの物流事業者の参画等

現在、支援物資物流に係る物流事業者の参画は、支援物資の輸送、保管等の限定的な部分での分担にとどまっている。

しかしながら、広域的・甚大な災害発生時には、日常の物流を担い、物資の輸送・保管・仕分け等の諸機能について高度な専門知識やノウハウを有する物流事業者が、発災当初の段階から道・道内市町村の支援物資物流のオペレーションに広く参画・関与していくことが求められている。

① 物資提供情報の一元管理

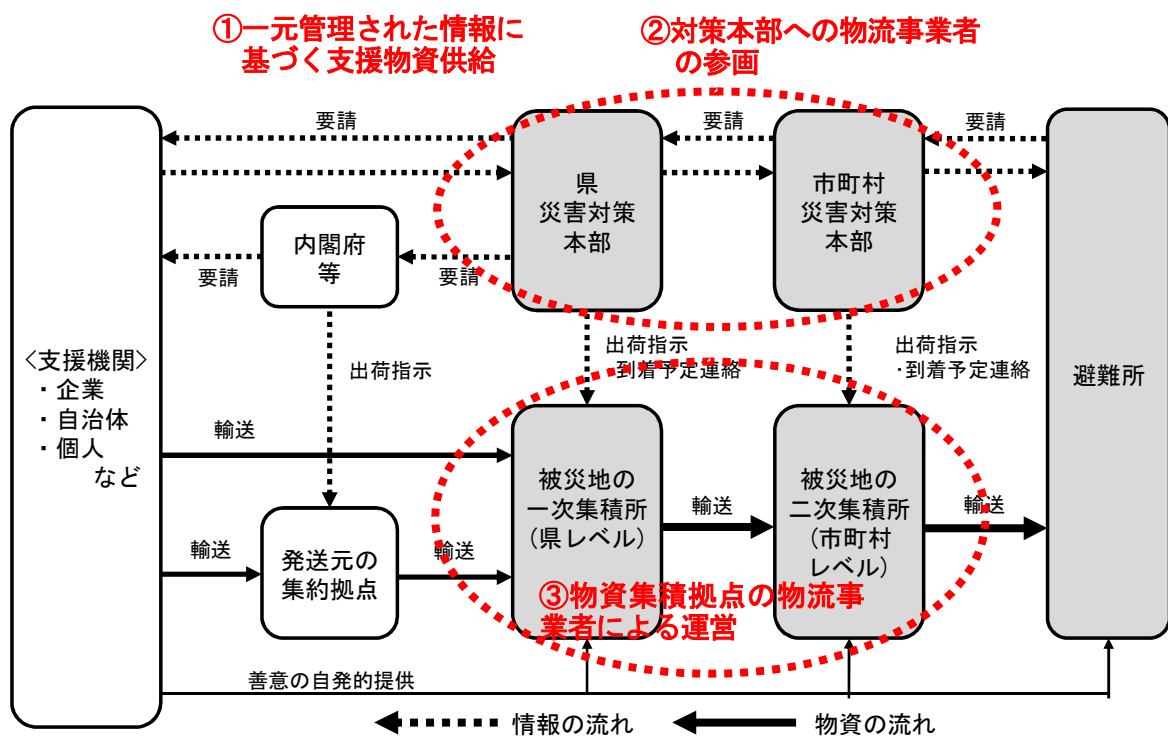
- ・北海道運輸局及び道・道内市町村において、支援物資物流を効率的に実施するためには、食糧や生活必需品等の支援物資の調達・管理・配送指示等の窓口の一元化を図り、支援物資物流を専属的に行う部局の設置（例えば緊急物資輸送チーム等）や、調達と輸送が分掌されている場合には、統括責任者の配置を検討する。
- ・支援物資の適切な供給のためには、支援物資物流のオペレーションに関する情報を、国、道・道内市町村、物流事業者等の関係者で共有し、連携して任務にあたることが重要である。

② 道・道内市町村対策本部への物流事業者等の参画

- ・物流に関する専門的な知識やノウハウを有しない自治体職員だけでは効率的な運営が困難であることは東日本大震災でも自明のことから、発災当初の段階から対策本部の専属部局に物流事業者の参加を検討する。その際、身分については、民間の立場からアドバイザーとして参加するか、又は、自治体職員として臨時に雇用することなどが考えられる。
- ・北海道運輸局は広域的な視点から情報収集や北海道庁との連絡調整を行う要員（リエゾン）を派遣することとする。

③ 物資集積拠点の物流事業者による運営

- ・ロジスティクスで重要な最終段階における、輸送・保管・仕分け等は専門的な知識が必要であることから、物流事業者への運営委託を検討する。ただし、すべて運営を委託することが困難であると想定される時には、物流専門家を派遣することを検討する。



[出典]：交通工学/Vol. 46, No. 5, pp64-67/救援物資の課題と対応/渡部(2011)

支援物資物流への物流事業者の参画等

(2) 関係者間の連携と役割分担

支援物資物流における「支援物資の流れ」は、主に物流事業者が担うことが期待されており、その役割は支援物資の輸送のみならず、物資集積拠点における保管、仕分け等といった作業に対しても、日頃の物流事業で培った専門知識やノウハウを発揮していくことが期待される。そのため、トラック協会、倉庫協会、旅客船協会等（以下「物流事業者団体」という。）は、国、道・道内市町村との連携を図るほか、相互間の連携を強化することが重要である。

① 幹線輸送

- ・ 一次物資集積拠点までの幹線輸送における、道路及び航路啓開等の輸送路の確保は国・自治体が行う。
- ・ 輸送路が確保された後の幹線輸送は、指定公共機関、指定地方公共機関及び物流事業者団体等が道・道内市町村と締結する協定等に基づき、国とともにその役割を担う。その他、国が物流事業者団体等へ直接要請する場合がある。
- ・ 周囲を海にかこまれている北海道において、道外からの支援物資輸送は海上輸送が大きなウエイトを占めると考えられる。陸上の荷役設備が壊れた場合でも、フ

ェリー・RORO船であればトラックが自走で船内に入出りできるため、緊急時の活用について検討する必要がある。

② 一次物資集積拠点の運営

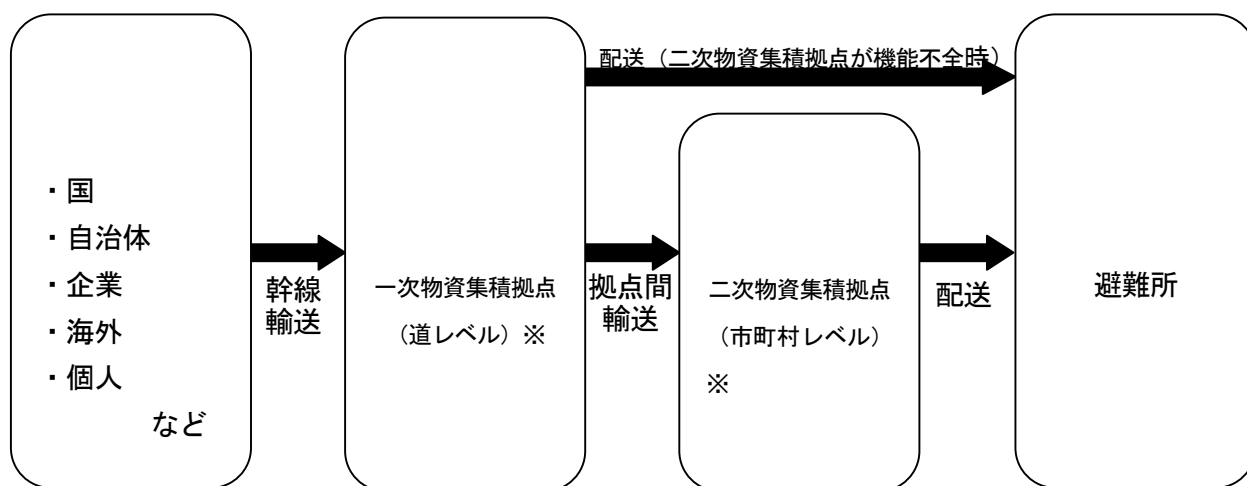
- ・国、自治体、企業、海外、個人等より幹線輸送された支援物資は、一次物資集積拠頭に運びこまれる。
- ・当該物資集積拠頭に運びこまれる支援物資は、相当な量となるため、その保管・仕分け等については、知識やノウハウを有する物流事業者に運営を委託する他、道・道内市町村との災害時協力協定に基づき物流事業者団体等から派遣された物流専門家を運営に参画させることを検討する。

③ 拠点間輸送

- ・一次物資集積拠点から二次物資集積拠点までの輸送については、指定公共機関、指定地方公共機関及び物流事業者団体等と道・道内市町村が締結する災害時協力協定等に基づき、物流事業者団体等がその役割を担う。

④ 二次物資集積拠点の運営、避難所等への配送

- ・二次物資集積拠頭に運びこまれる支援物資は、相当な量となるため、その保管・仕分け等については、知識やノウハウを有する物流事業者に運営を委託する他、市町村との災害時協力協定による物流事業者団体等から派遣された物流専門家を運営に参画させることを検討する。
- ・二次物資集積拠点から避難所等への配送については、各市町村との災害時協力協定等に基づく物流事業者団体等が、その役割を担う。



注※：札幌市等においては、本図によらない場合も想定される。

道・道内市町村を中心とした支援物資の供給ルート

(3) 関係者による円滑な情報伝達

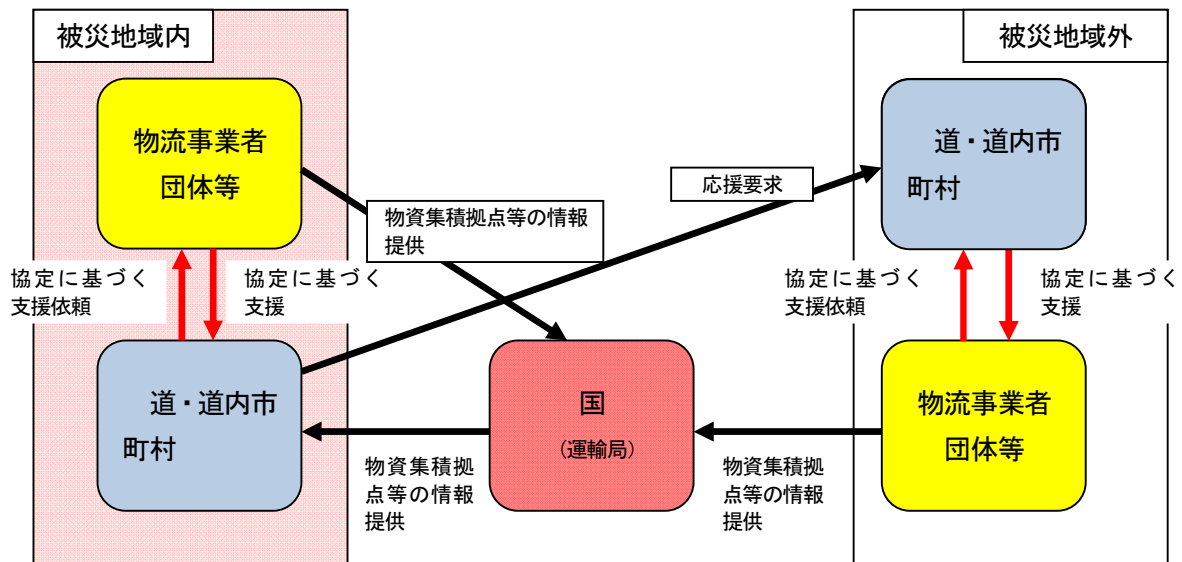
円滑な支援物資の輸送・配送を行うためには、国、道・道内市町村及び物流事業者などの関係者による円滑な情報伝達が不可欠であり、とりわけ、広域的で甚大な災害発生時には、情報伝達がうまく行えない状況も想定されることから、これを念頭に置いた対策の検討が必要である。

① 通信手段の確保

(1) ①で述べた物資提供情報の一元管理はもちろんのこと、国、道・道内市町村と物流事業者団体等においては、情報が輻輳しないよう災害時の緊急連絡網の作成や関係者間による通信が途切れぬよう、通常の固定電話や携帯電話のほか、衛星電話等を導入することを検討する。

② 広域にわたる関係者間の連携

- ・ 発災時において、北海道運輸局は物流事業者団体等を通じて迅速に、あらかじめリストアップした支援物資の受入れが可能な民間の物資集積拠点施設（以下、「民間物資集積拠点」という。）の被害状況調査を行う。その調査結果を参考にして関係する道・道内市町村は支援物資集積拠点として活用する施設を必要に応じて速やかに選定する。
- ・ 被災地域内の物資集積拠点が被災により使用できない場合、北海道運輸局は被災地域外における支援物資の受入れ可能な民間物資集積拠点の情報提供を行う。



広域的な被害を想定した場合の関係者間の情報伝達のイメージ

③ 発注方法の標準化

- ・ 国（内閣府）は、運送事業者や自治体等と協議し、緊急支援物資を都道府県から国へ調達要請する場合に使用する「物資調整シート」を検討している。道・道内

市町村は、地域においても正確で円滑な情報伝達のため、これを参考とし発注様式その他の発注方法を検討する。

④ 被災者ニーズの把握・共有の仕組みづくり

- ・必要とする支援物資のニーズは被災直後と被災1ヶ月後では大きく変化すること、長い避難生活で季節変動が発生しうることを勘案し、その変化に対応した支援物資の供給ができるよう、的確にニーズを把握していくことが重要である。
- ・避難所における支援物資のニーズの把握については、道内市町村の役割であるが、支援物資に携わる物流事業者と情報共有する仕組みを検討する。

(4) 物資の輸送・保管等に関する災害時協力協定の締結及び見直し等

- ・平成24年7月現在の道・道内市町村と物流事業者団体との災害時協力協定の締結状況は次のとおりである。今後は、物資の「輸送」及び「保管」に関する協定の締結だけでなく、物流事業者による物流専門家の派遣に関する事項や支援物資の受入可能な民間物資集積拠点のリストを追加する等、地域の実情に合った協定の締結及び見直しを速やかに行うことを検討する。
- ・災害対策基本法に基づく指定地方公共機関については、発災直後から継続した業務運営を執行できる体制を確保していることや広域に支店網を有していること等を踏まえて、追加することを検討する。

災害時協定の締結状況

締結日	自治体名	物流事業者団体名	協定名	協定内容
平成10年 1月17日	室蘭市	社団法人室蘭地区 トラック協会	災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定	物資輸送
平成10年 1月17日	登別市	社団法人室蘭地区 トラック協会	災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定	物資輸送
平成10年 1月17日	伊達市	社団法人室蘭地区 トラック協会	災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定	物資輸送
平成10年 8月3日	釧路市	社団法人釧根地区 トラック協会	災害時における貨物自動車の緊急救援輸送に関する協定	物資輸送
平成15年 2月17日	苫小牧市	社団法人室蘭地区 トラック協会	災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定	物資輸送
平成15年 11月28日	札幌市	社団法人札幌地区 トラック協会	災害時における自動車輸送の協力に関する札幌市と社団法人札幌地区トラック協会との協定	物資輸送
平成18年 3月24日	帯広市	社団法人十勝地区 トラック協会	災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定	物資輸送
平成23年 10月17日	北海道	社団法人北海道 トラック協会	災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定	物資輸送 物流専門家派遣
平成24年 3月27日	北海道	北海道旅客船協会	災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定	人員・物資輸送

2. 民間物資集積拠点のリストアップや物資集積拠点の運営のあり方等

道・道内市町村は、多様化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び集積拠点について把握・点検しておくことが重要である。本協議会は、これらのうち集積拠点を補完するものとして物流事業者の施設をリストアップし、物資集積拠点の運営のあり方について検討を加えた。

（1）民間物資集積拠点のリストアップ

物流事業者の倉庫、トラックターミナルの施設を災害時において利用可能な民間物資集積拠点として、以下の手順によりリストアップした。結果は別添「北海道内災害時民間物資集積拠点一覧表」のとおりである。

ステップ1：民間物資集積拠点候補の選定

次の条件を満たす施設で、かつ、リストアップすることについて物流事業者の了解が得られた施設。

① 倉庫（概ね3000㎡以上）若しくはトラックターミナル（※）

② 新耐震基準に適合した施設

（ただし、昭和56年6月1日以降に耐震補強工事等を行った施設を含む。）

③ 12mトラック（大型トラック）が横付けできる施設

④ フォークリフト等の運搬機材のある施設

⑤ 国道からのアクセス（概ね10km以内）がよい施設

（※）この基準により選定を行ったところ、管内において拠点がほとんど選定されない振興局ができた。このため、以下により拠点候補を追加した。

・振興局管内において3000㎡以上の施設数が3以下の場合について、北海道運輸局の登録台帳により面積の大きい順に同管内の上位6施設を選び、当該施設の保有事業者へ打診。

・その結果、リストアップについて御了解の旨御回答いただいた施設を選定。御回答の際に、上記6施設以外の施設であるが供出可能の旨申し出いただいた施設があった。これらについても選定。

ステップ2：物流事業者団体等の意向確認（第2回協議会で確認）

ステップ3：自治体の意向確認（第2回協議会で確認）

ステップ4：協議会において民間物資集積拠点としてリストアップ（第3回協議会で最終確認）

(2) 物資集積拠点の円滑な運営

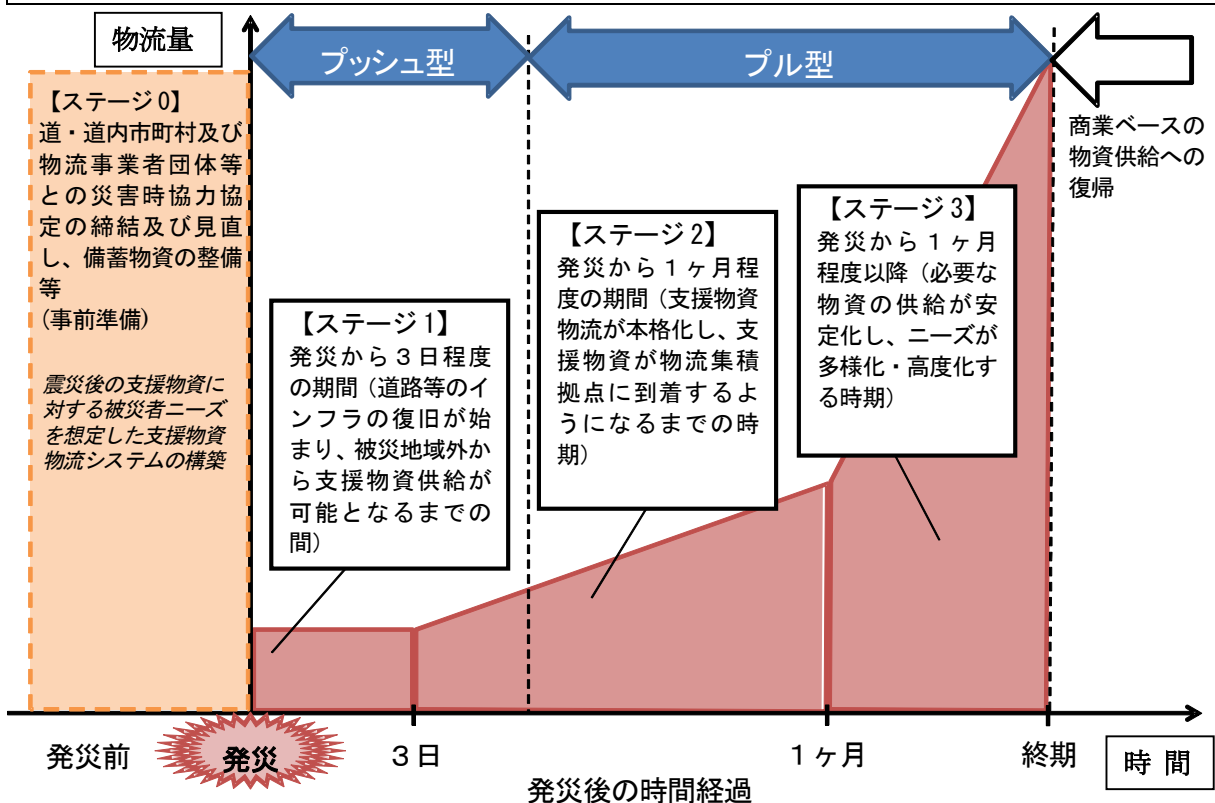
- ・ 物資集積拠点の運営を円滑に行うためには、物流事業者の能力・ノウハウを発災直後から活用できるような制度づくりを進め、できる限り早期の段階から国、道・道内市町村が実施する支援物資物流のオペレーションに物流事業者から派遣された物流専門家を参画させることを検討する。
- ・ 災害対策基本法に基づき指定地方公共機関として指定された広域的な対応が可能な物流事業者に対して、物資集積拠点の運営を委託することを検討する。
- ・ 発災後の時間経過に伴い必要に応じ受入物資の制限を行う。物資の受入は被災地域で必要とされる「緊急性が高いもの」に限ることを原則とする。現地で入手が困難な物資以外は受入れを止め、義援金の受入のみとし、その義援金により必要な物資を企業から調達することを検討することも必要である。
- ・ 小口（個人等）の支援物資は、あくまで各人からの善意により送られたものであり、尊いものであるが、このような物資が大量に送付されると、物資集積拠点における作業に支障を与え、作業効率を大幅に低下させ、ひいては支援物資物流の円滑な実施に支障を生じさせることになりかねない。
このため、自治体毎に個人から直接送付される支援物資は受入れないことをあらかじめ対応マニュアルに定める等、受入制限措置について検討することが重要である。
- ・ 報道機関へは、必要な支援物資が何かという情報だけではなく、その表示、荷姿、供給手段等についても伝える必要がある。

3. 時間経過に対応した官民の役割及びオペレーション

必要とする支援物資のニーズは、時間の経過とともに変化する。このことから時間経過の段階（ステージ）毎に国、道・道内市町村、物流事業者団体等の役割及びオペレーションの方向性を整理する。なお、地域の特性や災害状況により、ここに示した内容にしばられることなく臨機応変に対応することが必要となる。

＜オペレーションの段階（ステージ）＞

- ステージ0：事前準備（道・道内市町村と物流事業者団体等との災害時協力協定の締結及び見直し、備蓄物資の整備等）
- ステージ1：発災から3日程度の期間（道路等のインフラの復旧が始まり、被災地域外から支援物資供給が可能となるまでの間）
- ステージ2：発災から1ヶ月程度の期間（支援物資物流が本格化し、支援物資が物流集積拠点に到着するようになるまでの時期）
- ステージ3：発災から1ヶ月程度以降（必要な物資の供給が安定化し、ニーズが多様化・高度化する時期）



時間経過に対応したオペレーションの段階（ステージ）のイメージ

□プッシュ型とは・・・被災者が必要としている物資を想定して送り込むこと。その際、被災者が生活するために最低限必要な支援物資を出来るだけセット化して供給することが望まれる。

□プル型とは・・・被災者のニーズを的確に把握して、適切な量と品質の支援物資を確実に届けること。

(1) ステージ0：事前準備

【目標】

- ・大震災の発生に備え、支援物資物流システムに係る道・道内市町村と物流事業者団体等との災害時協力協定の締結及び見直し、備蓄物資の整備等を行う。

【重要と考えられる対応】

- ・発災後に支援物資物流システム（輸送、保管、仕分け等）を短時間に構築できるよう、道・道内市町村は物流事業者団体等との災害時協力協定の締結及び見直しを行い、役割分担や体制を明らかにしておく。
- ・発災後に必要な支援物資（水、食料、生活用品、暖房用燃料）を確保し備蓄しておく（※）。

（注（※））『支援物資物流システムの基本的考え方』に関するアドバイザー会議（H23.12.2）において、「3日間を目安にパッケージ化して備蓄しておくことも検討する必要がある。」と謳われている。

- ・地域防災計画等に災害発生直後の物流インフラ（物資集積拠点等の施設、物資輸送を担う道路等）や連絡ルート（通信回線）を早期に復旧確保する方法や体制を明示しておく。
- ・小口（個人等）の支援物資の受入りに係る受入制限措置を検討しておく。
- ・発災直後は被災者に関する情報が十分に把握できない可能性もあることから、あらかじめ、被災者の数、高齢者及び乳幼児の数等のデータベースを構築し、発災時点でその数を把握できるようにしておくことを必要に応じ検討する。

(2) ステージ1：発災から3日程度の期間

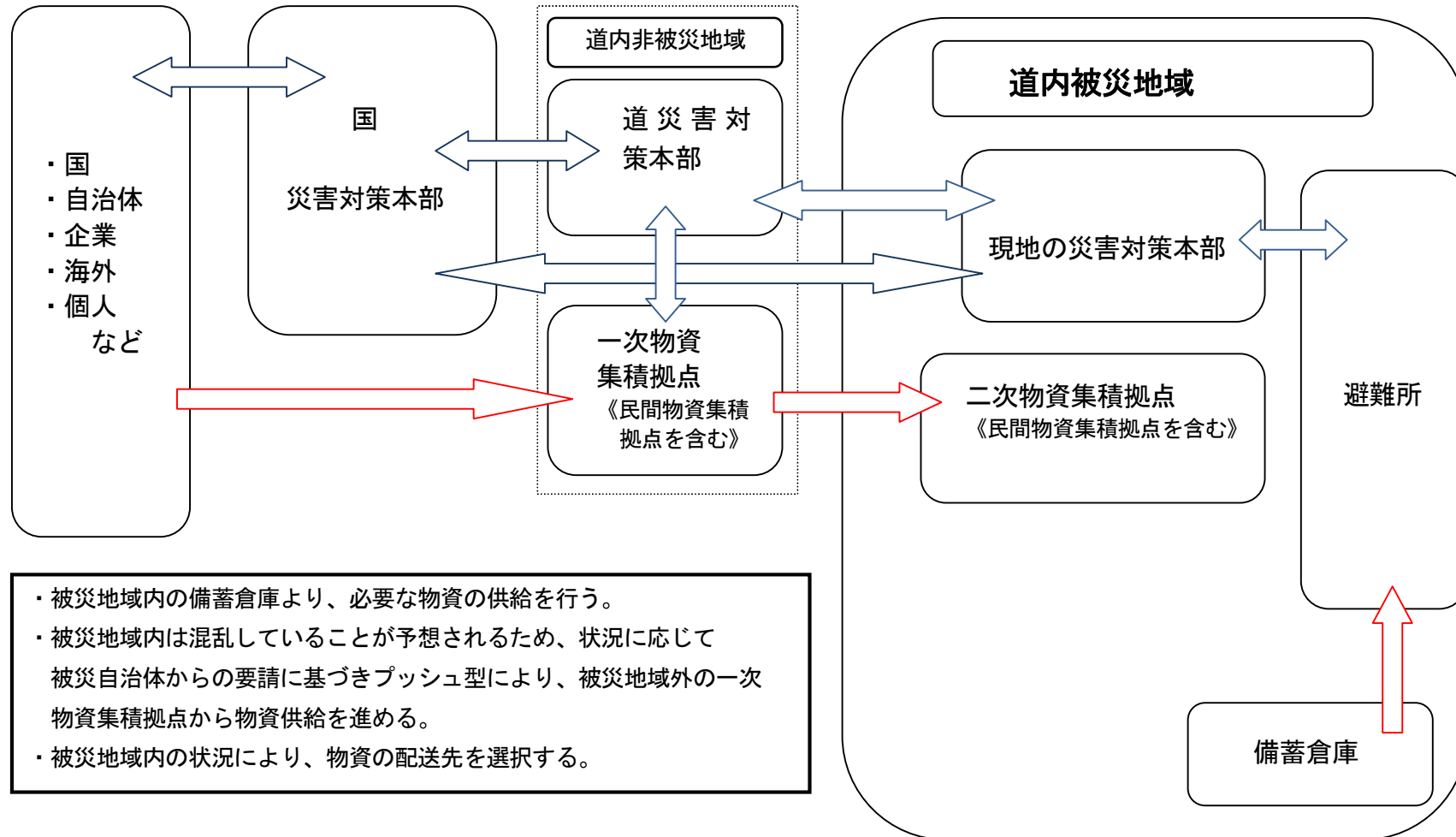
(道路等のインフラの復旧が始まり、被災地域外から物資供給が可能となるまでの間)

<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none">被災地域に、主として備蓄倉庫からあらかじめ用意した支援物資をプッシュ型により迅速に届ける。
<p>【想定】</p> <ul style="list-style-type: none">被災地域となった道・道内市町村では人命救助が最優先となり、水、食料、生活必需品等の支援物資の確保まで手がまわらない状況、場合によっては行政機能がマヒしている状況が想定される。津波被害等により、道・道内市町村の備蓄倉庫が使用不能となり、備蓄でまかなうことが想定されていた、水、食料、生活必需品等の支援物資が被災者に行き渡らない可能性がある。
<p>【重要と考えられる対応】</p> <ul style="list-style-type: none">支援物資物流システム（輸送、保管、仕分け等の体制）を短時間に構築する。発災直後に必要な支援物資（水、食料、生活用品、暖房用燃料等）を確保し、被災者等へ供給する。利用可能な物流インフラ（物資集積拠点等の施設、物資輸送を担う道路等）を確認するとともに、被災地域への連絡ルート（通信回線）を早期に確保する。輸送機関の燃料を確保する。

支援物資物流システムのイメージ (被災していない地域が道内に存在していることを前提)

【 ステージ1 (発災から3日程度) 】

⇔ : 情報の流れ
➡ : 物資の流れ



(3) ステージ2：発災から1ヶ月程度の期間

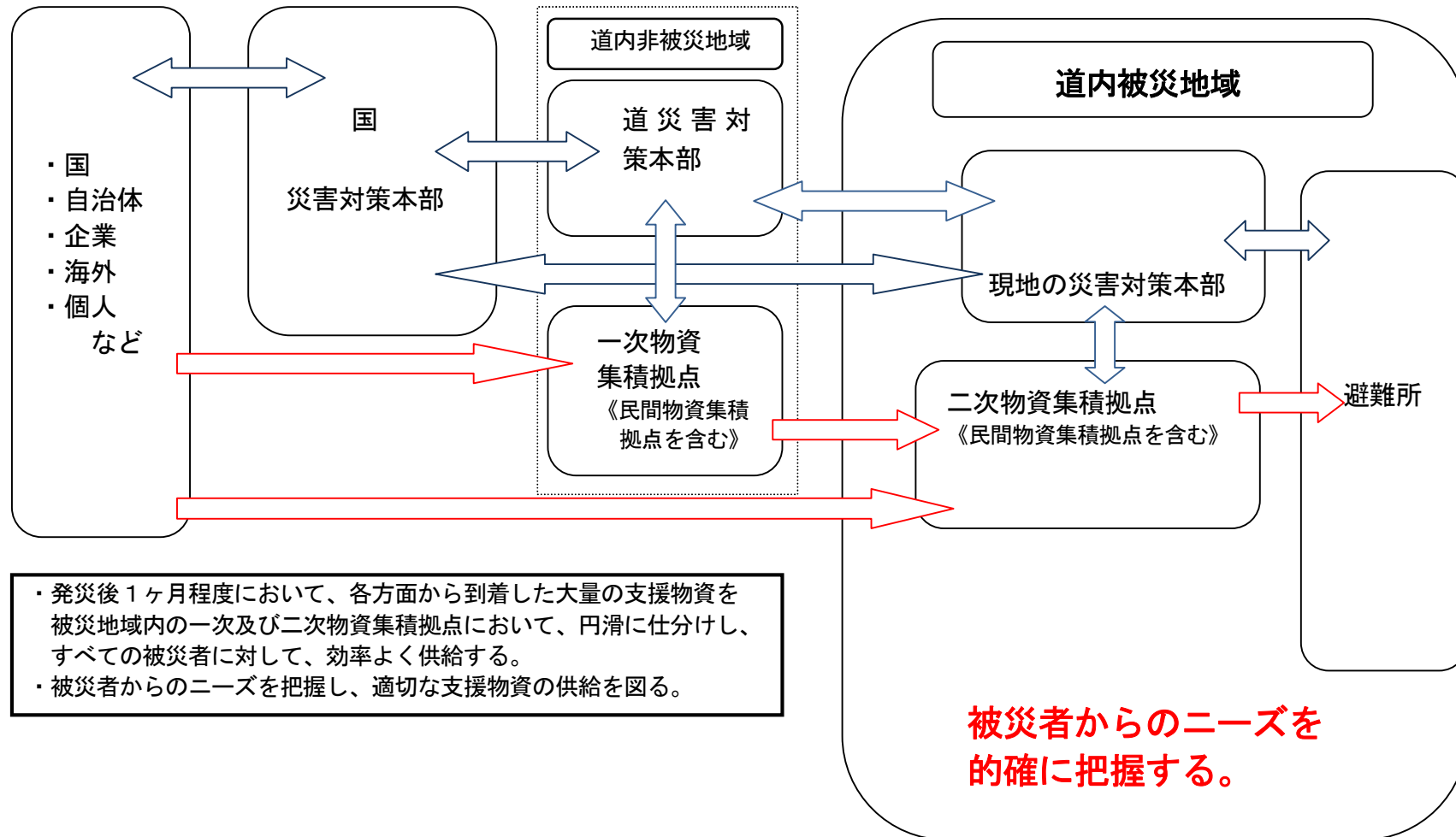
(支援物資物流が本格化し、支援物資が物流集積拠点に到着するようになるまでの間)

<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none">・各方面から到着する大量の支援物資を円滑に仕分けし、すべての被災者に対して効率よく供給する。
<p>【想定】</p> <ul style="list-style-type: none">・被災者が求める支援物資、サービスのニーズが発生し始める。・被災地域の行政機能が復旧し、プッシュ型の支援物資提供からプル型の提供に移行する。
<p>【重要と考えられる対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・物流事業者の能力を道・道内市町村の災害対策本部において早期から活用する。・内容不明な物資やニーズに合わない物資による業務の支障が生じないようにするため、受け入れる物資を選別するとともに在庫管理を適切に実施する。・支援物資の適切な供給のためには、関係者間において物流情報の適切な共有が必要であることから情報管理機能を導入する。・被災地域が広域にわたり、被災地域ごとに必要とする支援物資の量にばらつきがある場合、関係する道・道内市町村間で必要に応じて支援物資の調整を行う。・支援物資供給の拠点となるべき物資集積拠点を選定するとともに、その運営を適切に行うことが必要である。

支援物資物流システムのイメージ
 (被災していない地域が道内に存在していることを前提)

【 ステージ2 (発災から1ヶ月程度) 】

⇔ : 情報の流れ
 → : 物資の流れ



(4) ステージ3：発災から1ヶ月程度以降

(必要な物資の供給が安定化し、ニーズが多様化・高度化する時期)

【目標】

- ・ 支援物資物流の効率化を図り、多様化・高度化する被災者のニーズに対応する。

【想定】

- ・ 被災者が求める支援物資、サービスが多様化・高度化する。
- ・ 仮設住宅への入居が促進し、商店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等の流通システムが復旧し、被災者への支援物資の配給から商業ベースによる物資供給への転換が進む。

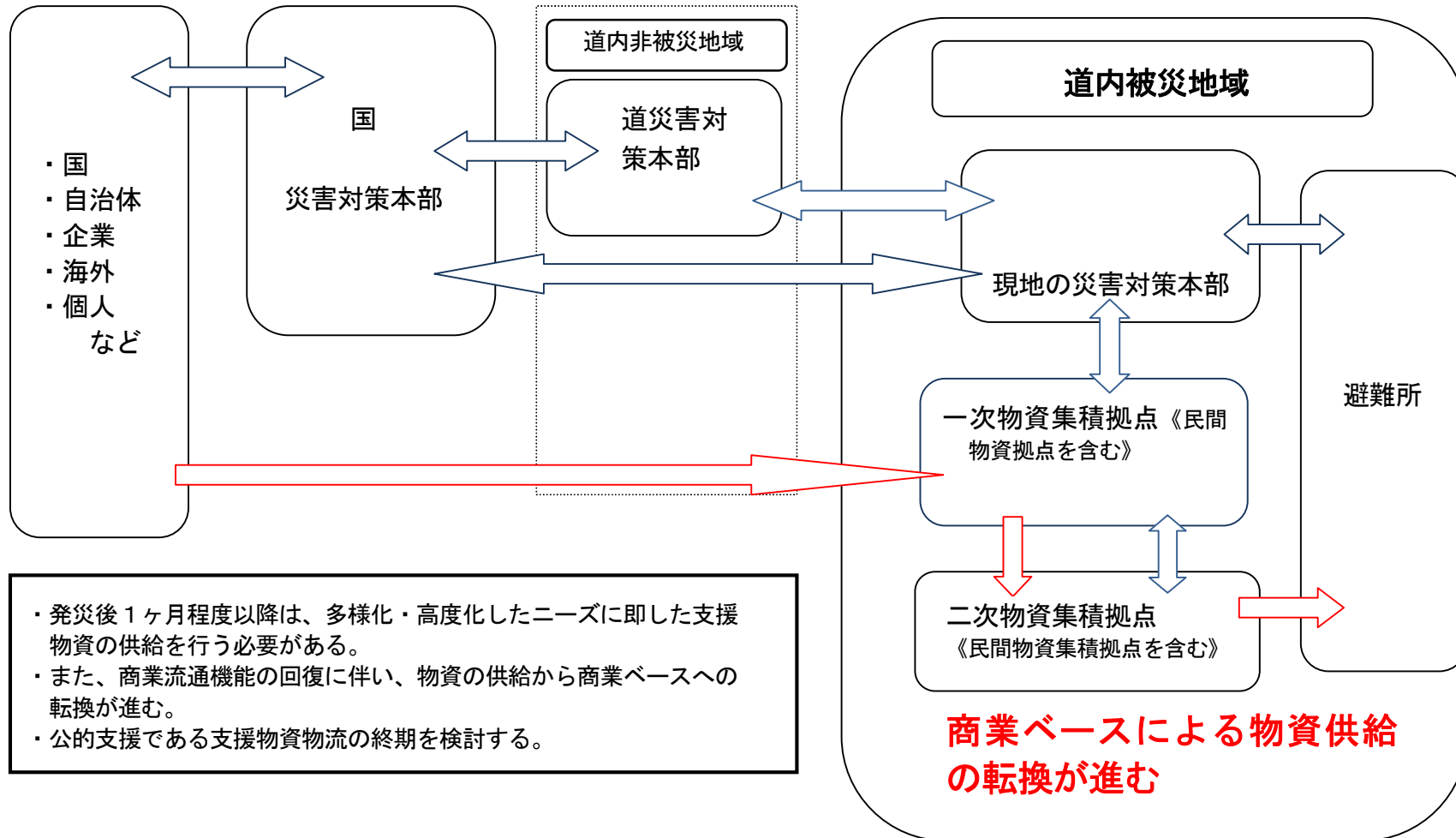
【重要と考えられる対応】

- ・ 商業流通機能を回復させる。
- ・ 被災者や仮設住宅の設置場所における仮店舗や移動販売車の導入を促進すること等について具体的な措置を講じていく。
- ・ 物流事業者の通常の営業活動の動向を見極めつつ、公的支援としての緊急支援物資物流の終期を検討する。
- ・ 公的支援としての支援物資物流の収束の時期については、商業ベースによる物資供給への復帰状況等により判断する。

支援物資物流システムのイメージ (被災していない地域が道内に存在していることを前提)

【 ステージ3 (発災から1ヶ月程度以降) 】

⇔ : 情報の流れ
→ : 物資の流れ



- ・ 発災後1ヶ月程度以降は、多様化・高度化したニーズに即した支援物資の供給を行う必要がある。
- ・ また、商業流通機能の回復に伴い、物資の供給から商業ベースへの転換が進む。
- ・ 公的支援である支援物資物流の終期を検討する。

北海道における民間の施設・ノウハウを活用した 災害に強い物流システムの構築に関する協議会

開 催 状 況

<第1回>

- 日 時 平成 24 年 10 月 16 日（火） 13:30~15:30
場 所 北海道運輸局会議室
議 題 1. 講演「東日本大震災時における宮城県支援物資物流について」
2. 北海道の防災体制について
3. 「支援物資物流システムの基本的な考え方」について
4. 民間物資拠点のリストアップについて

<第2回>

- 日 時 平成 24 年 12 月 21 日（金） 13:30~15:00
場 所 北海道運輸局会議室
議 題 1. 札幌市の防災体制について
2. 広域連携型の防災対策について（北海道開発局）
3. 民間物資拠点のリストアップについて
4. 「北海道における民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する基本的な考え方」（素案）について

<第3回>

- 日 時 平成 25 年 2 月 28 日（木） 13:30~15:00
場 所 北海道運輸局会議室
1. 「北海道における民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築（とりまとめ）」（案）について
2. 平成 25 年度における検討事項について

北海道における民間の施設・ノウハウを活用した
災害に強い物流システムの構築に関する協議会

委員名簿

注：◎は議長

所 属	役 職
自 治 体	
北海道総務部	危機対策局長
札幌市危機管理対策室	危機管理対策部長
物 流 事 業 者 団 体	
北海道倉庫協会連合会	会長
社団法人北海道トラック協会	会長
北海道旅客船協会	会長
北海道港運協会	副会長
北海道内航海運組合	理事長
物 流 事 業 者	
日本貨物鉄道株式会社	北海道支社次長
北海道トラックターミナル株式会社	代表取締役社長
日本通運株式会社	札幌支店次長
ヤマト運輸株式会社	北海道支社マネージャー
佐川急便株式会社	北海道支社業務管理部長
札幌通運株式会社	専務取締役営業本部長
国	
北海道開発局開発監理部	開発調整課長
北海道開発局事業振興部	防災課長
◎ 北海道運輸局	次 長
北海道運輸局	交通環境部長
北海道運輸局	鉄道部長
北海道運輸局	自動車交通部長
北海道運輸局	海事振興部長

*WEB 上への個人名の掲載を控えています。

北海道内災害時民間物資集積拠点一覧表

平成25年2月

北海道における民間の施設・ノウハウを活用した
災害に強い物流システムの構築に関する協議会

北海道内災害時民間物資集積拠点一覧表(1/3)

* 詳細な所在地情報についてはWEB上への掲載を控えています。

番号	振興局	所在地	営業倉庫・ターミナルの別	事業者名	施設名称	面積(m ²)	国道からの距離(km)
1	宗谷	稚内市	ソコ	日本通運(株)	稚内支店稚内4号倉庫	297	1.0
2	留萌	留萌市	ソコ	日本通運(株)	旭川支店留萌定温1号倉庫	949	1.0
3	留萌	留萌市	ソコ	日本通運(株)	旭川支店留萌21号倉庫	1054	1.0
4	上川	旭川市	ターミナル	札幌通運(株)	旭川支店	996	2.0
5	上川	旭川市	ソコ	日本通運(株)	旭川支店流通倉庫	990	1.0
6	上川	旭川市	ソコ	日本通運(株)	旭川支店北旭川倉庫	1050	1.0
7	上川	旭川市	ターミナル	佐川急便(株)	旭川店	2462	5.0
8	空知	美唄市	ソコ	(株)環商事	本社倉庫	1037	1.5
9	空知	岩見沢市	ソコ	円山運送(株)	第1倉庫	982	1.0
10	後志	小樽市	ソコ	小樽倉庫(株)	小樽営業所勝納倉庫B-1,B-2	1852	1.0
11	後志	小樽市	ターミナル	佐川急便(株)	小樽店	1800	0.0
12	後志	小樽市	ソコ	三ツ輪運輸(株)	石狩5号倉庫	3290	0.5
13	後志	小樽市	ソコ	三ツ輪運輸(株)	石狩6号倉庫	3300	0.5
14	石狩	石狩市	ソコ	蔦井倉庫(株)	石狩新港支店7号館	3588	2.0
15	石狩	石狩市	ソコ	蔦井倉庫(株)	石狩新港支店10号館	6273	2.0
16	石狩	石狩市	ソコ	札幌三信倉庫(株)	石狩事業所	3960	1.0
17	石狩	石狩市	ソコ	北菱産業埠頭(株)倉庫部	石狩1号	3456	1.0
18	石狩	石狩市	ソコ	北菱産業埠頭(株)倉庫部	石狩2号	3308	1.0
19	石狩	石狩市	ソコ	日本トランスティ(株)	北海道営業所	8332	1.0
20	石狩	石狩市	ソコ	エア・ウォーター物流(株)	石狩流通センター	15077	0.5
21	石狩	石狩市	ソコ	三ツ輪運輸(株)	石狩1号倉庫	4080	0.5
22	石狩	石狩市	ソコ	三ツ輪運輸(株)	石狩冷蔵1号	6098	0.5
23	石狩	石狩市	ソコ	札幌コロナ物流(株)	コロナ倉庫	11861	0.5
24	石狩	札幌市北区	ソコ	(株)環商事	札幌支店新川倉庫	3736	3.5
25	石狩	札幌市北区	ターミナル	札幌通運(株)	札幌西支店	8008	4.0
26	石狩	札幌市中央区	ソコ	(株)エヌ・ティ・ティ・ロジスコ	札幌物流センター1号倉庫	4742	0.5
27	石狩	札幌市白石区	ソコ	エア・ウォーター物流(株)	札幌流通センター	6225	0.1
28	石狩	札幌市白石区	ソコ	(株)ロジパルエクスプレス	札幌営業所	3675	1.0
29	石狩	札幌市白石区	ソコ	共通運送(株)	共通物流センター2	3219	2.0
30	石狩	札幌市白石区	ソコ	北海道共通サービス(株)	共通物流センター	6740	2.0

北海道内災害時民間物資集積拠点一覧表(2/3)

* 詳細な所在地情報についてはWEB上への掲載を控えています。

番号	振興局	所在地	営業倉庫・ターミナルの別	事業者名	施設名称	面積(m ²)	国道からの距離(km)
31	石狩	札幌市白石区	ターミナル	佐川急便(株)	札幌店	4134	0.0
32	石狩	札幌市白石区	ソウコ	(株)北海道日新	大谷地流通センター	9305	1.0
33	石狩	札幌市白石区	ターミナル	北海道トラックターミナル(株)	E棟(H25年秋完成予定)	3700	0.0
34	石狩	札幌市白石区	ソウコ	松岡満運輸(株)	物流センター	5686	1.0
35	石狩	札幌市白石区	ソウコ	日本通運(株)	札幌東支店新札幌第1物流センター	21323	1.0
36	石狩	札幌市厚別区	ターミナル	ヤマト運輸(株)北海道支社	札幌主管支店	6606	1.0
37	石狩	札幌市清田区	ソウコ	北海三井倉庫ロジスティクス(株)	清田倉庫	17000	2.5
38	石狩	江別市	ソウコ	日本梱包運輸倉庫(株)	江別第2倉庫	4952	0.1
39	石狩	江別市	ソウコ	積水化学北海道(株)	1号倉庫	4755	0.5
40	石狩	江別市	ソウコ	日本梱包運輸倉庫(株)	江別第1倉庫	6849	0.1
41	石狩	北広島市	ソウコ	(株)ジェイケー物流	本社倉庫	3987	2.0
42	石狩	恵庭市	ソウコ	三ツ輪運輸(株)	恵庭2号倉庫	4815	0.2
43	石狩	千歳市	ターミナル	ヤマト運輸(株)北海道支社	千歳主管支店	9975	6.0
44	胆振	苫小牧市	ソウコ	北海運輸(株)	苫小牧支店第3倉庫	3299	1.0
45	胆振	苫小牧市	ソウコ	苫小牧北倉港運(株)	トマホク1号倉庫	3265	0.3
46	胆振	苫小牧市	ソウコ	(株)上組	苫小牧支店物流センター	8250	0.0
47	胆振	苫小牧市	ソウコ	(株)栗林商会	KBC2号倉庫	3960	2.0
48	胆振	苫小牧市	ソウコ	苫小牧北倉港運(株)	トマホク2号倉庫	6600	0.1
49	胆振	苫小牧市	ソウコ	(株)栗林商会	KBC1号倉庫	4950	2.0
50	胆振	苫小牧市	ソウコ	旭新運輸(株)	苫小牧倉庫	4200	1.0
51	胆振	苫小牧市	ソウコ	旭新運輸(株)	第2倉庫	4460	1.0
52	胆振	室蘭市	ソウコ	室蘭開発(株)	西2G号倉庫	2496	2.0
53	渡島	函館市	ターミナル	札幌通運(株)	函館支店	974	2.0
54	渡島	函館市	ソウコ	函館運送(株)	第1倉庫	641	1.0
55	渡島	函館市	ソウコ	函館運送(株)	西桔梗倉庫	1392	3.0
56	渡島	函館市	ソウコ	北洋塩業(株)	本社倉庫	2267	1.0
57	日高	様似郡様似町	ソウコ	日本通運(株)	苫小牧支店様似港町倉庫	551	1.0
58	十勝	広尾郡広尾町	ソウコ	日本通運(株)	十勝港支店9号倉庫	1133	1.0
59	十勝	広尾郡広尾町	ソウコ	日本通運(株)	十勝港支店10号倉庫	1133	1.0
60	十勝	広尾郡広尾町	ソウコ	日本通運(株)	十勝港支店11号倉庫	1116	1.0

北海道内災害時民間物資集積拠点一覧表(3/3)

* 詳細な所在地情報についてはWEB上への掲載を控えています。

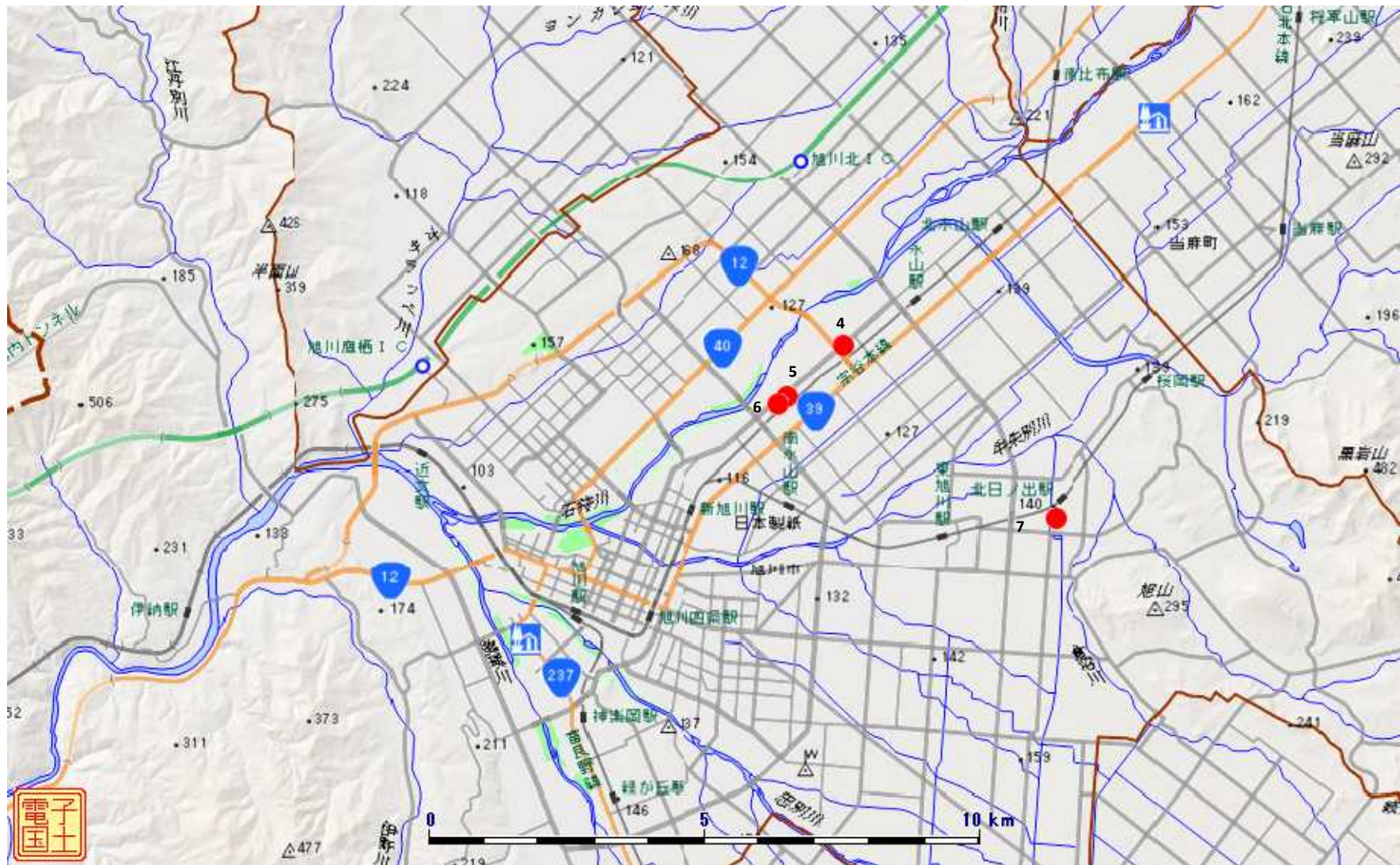
番号	振興局	所在地	営業倉庫・ターミナルの別	事業者名	施設名称	面積(m ²)	国道からの距離(km)
61	十勝	広尾郡広尾町	ソコ	日本通運(株)	十勝港支店17号倉庫	1000	1.0
62	十勝	広尾郡広尾町	ソコ	日本通運(株)	十勝港支店23号倉庫	1000	1.0
63	十勝	広尾郡広尾町	ソコ	日本通運(株)	十勝港支店24号倉庫	3000	1.0
64	十勝	河西郡芽室町	ターミナル	札幌通運(株)	十勝支店	2382	1.0
65	十勝	河西郡芽室町	ソコ	三ツ輪運輸(株)	十勝1号倉庫	8487	0.3
66	十勝	帯広市	ソコ	日本通運(株)	帯広支店36号倉庫	1992	1.0
67	釧路	釧路市	ターミナル	札幌通運(株)	釧路支店	1225	3.0
68	釧路	釧路市	ソコ	三ツ輪運輸(株)	西港16号倉庫	3339	2.0
69	釧路	釧路市	ソコ	三ツ輪運輸(株)	西港14号倉庫	2760	2.0
70	釧路	釧路市	ソコ	三ツ輪運輸(株)	西港15号倉庫	2760	2.0
71	釧路	釧路市	ソコ	三ツ輪運輸(株)	西港13号倉庫	6026	2.0
72	釧路	釧路市	ソコ	日本通運(株)	釧路支店西港6号倉庫	2410	2.0
73	釧路	釧路市	ソコ	日本通運(株)	釧路支店西港7号倉庫	1980	2.0
74	釧路	釧路市	ソコ	三ツ輪運輸(株)	西港3号倉庫	1360	2.0
75	釧路	釧路市	ソコ	三ツ輪運輸(株)	西港5号倉庫	2040	2.0
76	釧路	釧路市	ソコ	三ツ輪運輸(株)	西港6号倉庫	1360	2.0
77	釧路	釧路市	ソコ	三ツ輪運輸(株)	西港7号倉庫	2040	2.0
78	釧路	釧路市	ソコ	三ツ輪運輸(株)	西港8号倉庫	1190	2.0
79	釧路	釧路市	ソコ	三ツ輪運輸(株)	西港10号倉庫	1785	2.0
80	釧路	釧路市	ソコ	三ツ輪運輸(株)	西港2号倉庫	2407	2.0
81	釧路	釧路市	ソコ	三ツ輪運輸(株)	西港20号倉庫	7176	2.0
82	オホーツク	北見市	ソコ	北九運輸(株)	物流センターB棟倉庫	1395	0.5
83	オホーツク	北見市	ソコ	北九運輸(株)	物流センターC棟倉庫	1395	0.5
84	オホーツク	北見市	ターミナル	札幌通運(株)	北見支店	700	1.0
85	オホーツク	北見市	ソコ	日本通運(株)	北見支店北見5号倉庫	482	1.0
86	オホーツク	網走郡美幌町	ソコ	日本通運(株)	美幌支店美幌1号倉庫	1984	1.0
87	オホーツク	網走市	ソコ	日本通運(株)	網走支店網走6号倉庫	666	1.0
88	オホーツク	紋別市	ターミナル	札幌通運(株)	紋別営業所	444	1.0

北海道内災害時民間物資集積拠点一覽図(全道)



北海道内災害時民間物資集積拠点一覧図(詳細A)

旭川地区4拠点、4～7



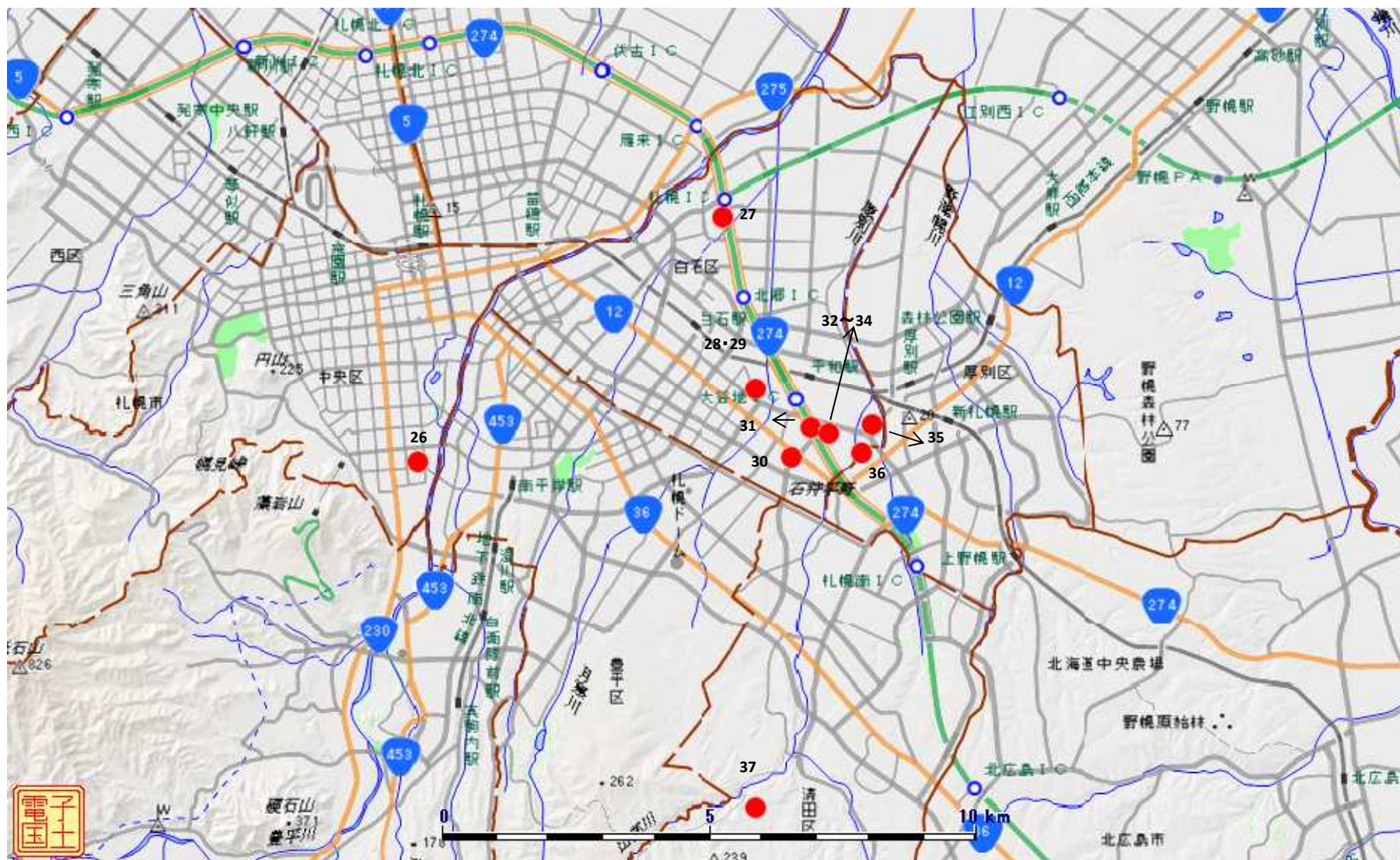
北海道内災害時民間物資集積拠点一覧図(詳細B)

道央(小樽・石狩・札幌市北部)地区16拠点、10~25



北海道内災害時民間物資集積拠点一覧図(詳細C)

道央(札幌市中央部)地区12拠点、26~37



北海道内災害時民間物資集積拠点一覧図(詳細D)

道央(札幌市周辺)地区6拠点、38~43



注: 数字は「北海道内災害時民間物資集積拠点一覧表」における番号

北海道内災害時民間物資集積拠点一覧図(詳細E)

道央(苫小牧)地区8拠点、44~51



注: 数字は「北海道内災害時民間物資集積拠点一覧表」における番号

北海道内災害時民間物資集積拠点一覧図(詳細F)

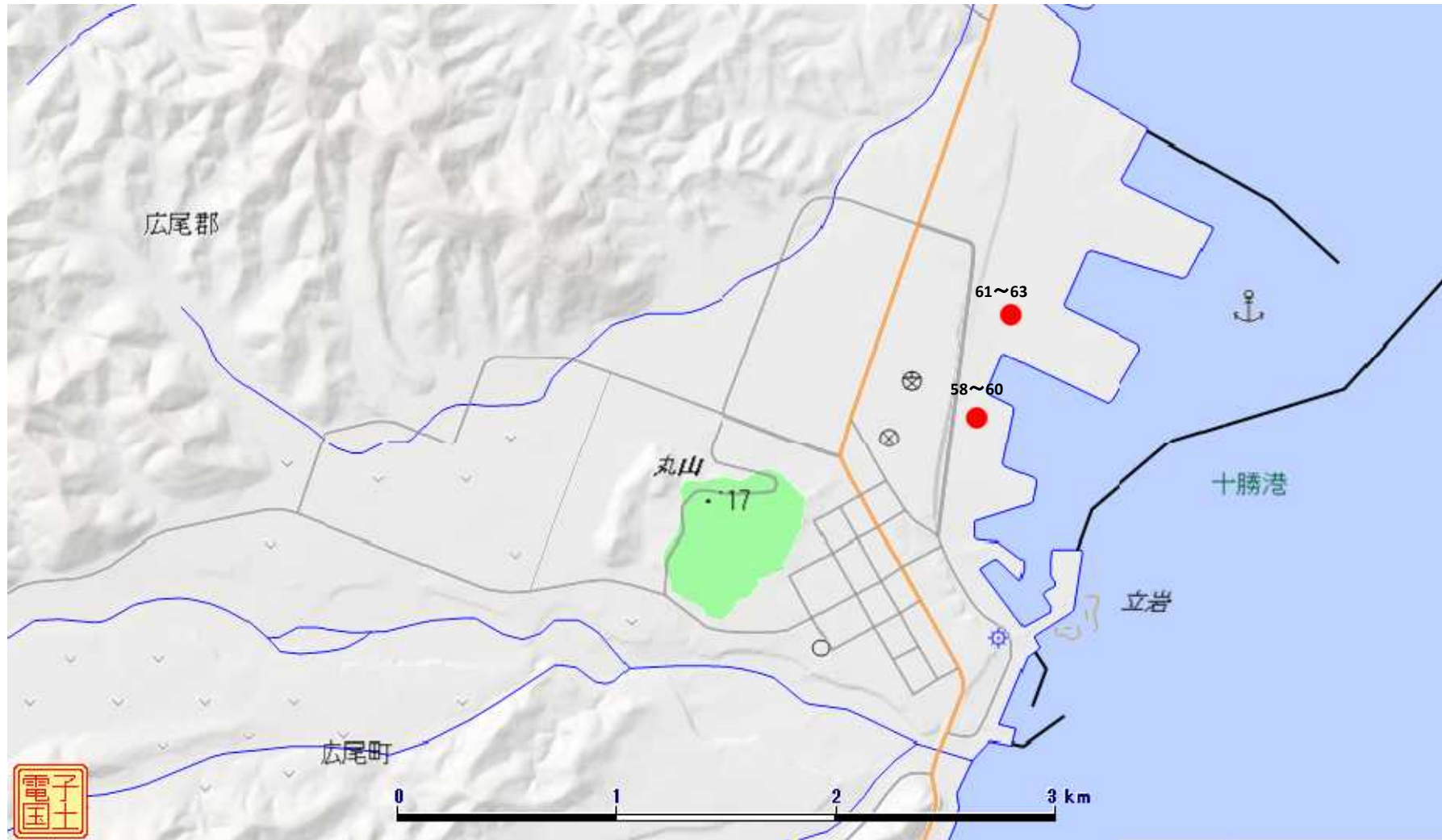
函館地区4拠点、53~56



注: 数字は「北海道内災害時民間物資集積拠点一覧表」における番号

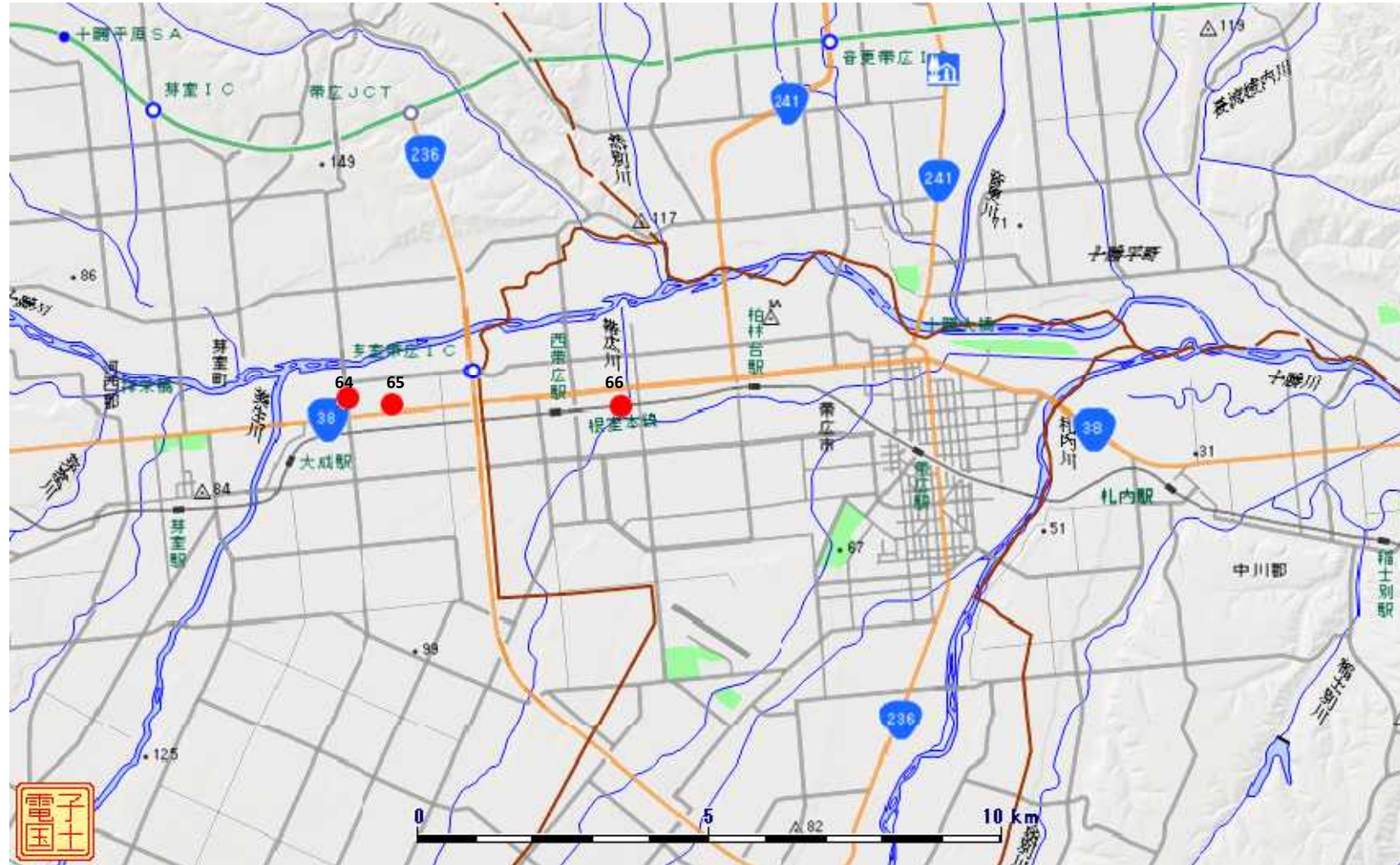
北海道内災害時民間物資集積拠点一覧図(詳細G)

広尾地区6拠点、58～63



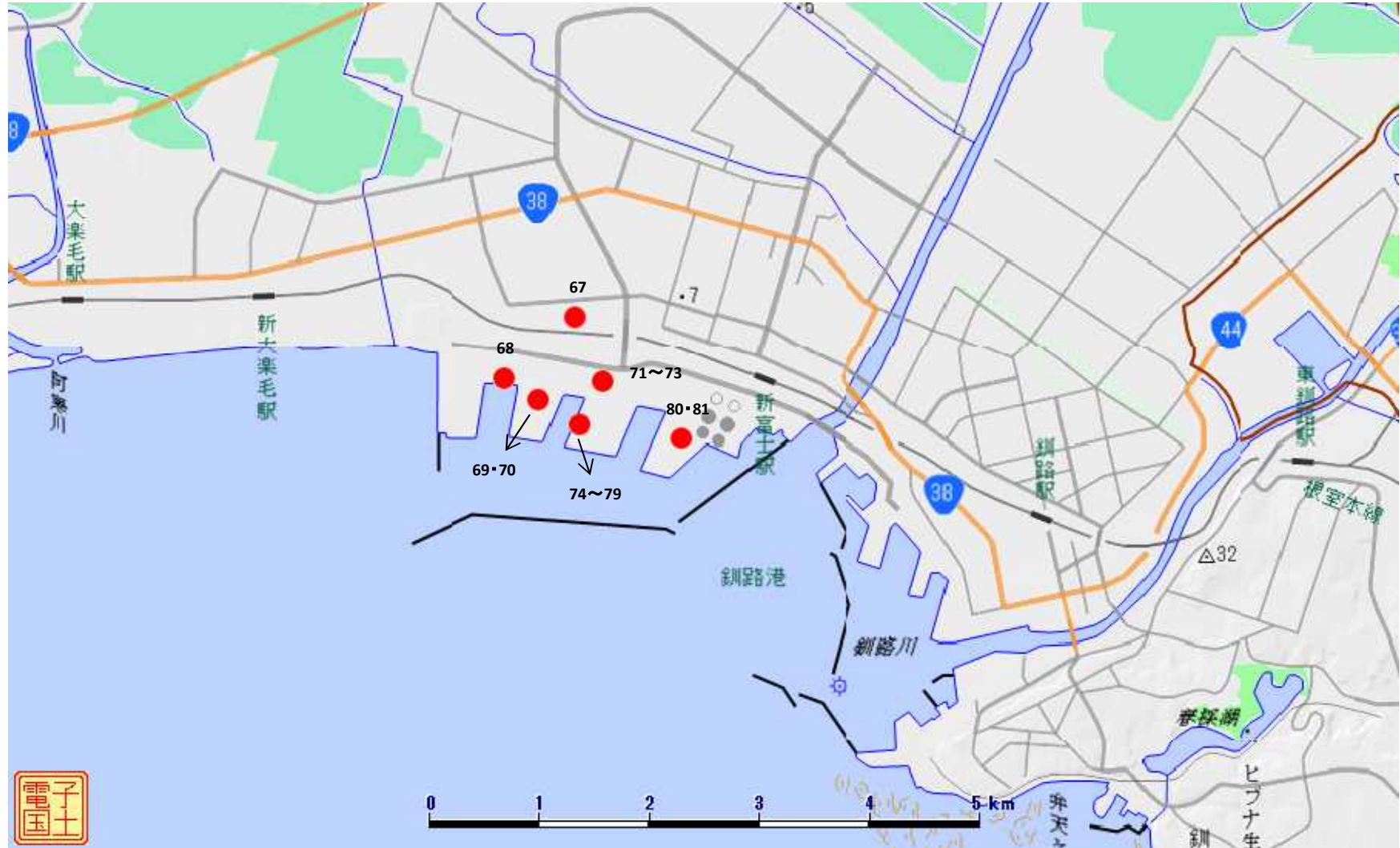
北海道内災害時民間物資集積拠点一覧図(詳細H)

芽室・帯広地区3拠点、64～66



北海道内災害時民間物資集積拠点一覧図(詳細I)

釧路地区15拠点、67~81



北海道内災害時民間物資集積拠点一覽図(詳細J)

北見地区4拠点、82～85

